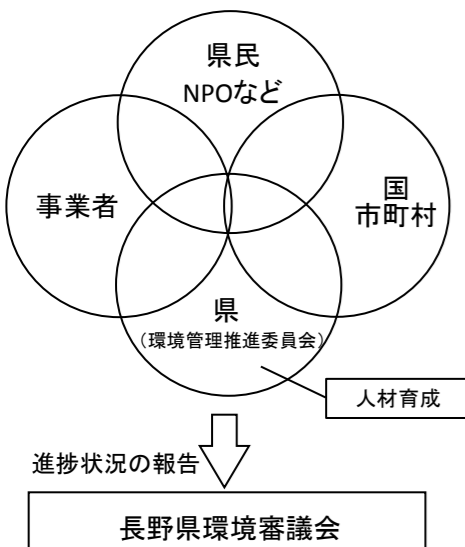


第四次長野県環境基本計画答申(素案)の概要

第1章 計画の基本的考え方

- 1 計画の位置付け**
- 長野県環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合かつ計画的に推進するため策定。
 - 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に規定する行動計画及び「第6次長野県水環境保全総合計画」に位置付け。
- 2 SDGsによる施策の推進**
- SDGsの視点を踏まえ、あらゆる主体のパートナーシップにより本県の美しく豊かな自然環境を次代に引き継いでいくとともに、恵まれた環境を最大限に活かして、SDGsの特徴である経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会の実現を目指す。
- 
- 3 計画期間**
平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間
- 4 対象とする施策の範囲**
- 持続可能な社会の構築に関すること。
 - 脱炭素社会の構築に関すること。
 - 生物多様性・自然環境の保全と利用に関すること。
 - 水環境の保全に関すること。
 - 大気環境等の保全に関すること。
 - 循環型社会の形成に関すること。

第5章 計画の推進体制等



第2章 現状と課題

<施策の柱>

1 持続可能な社会の構築

- SDGsの採択を受け、国は「持続可能な開発目標推進本部」を設置し、実施指針を決定。地方自治体においてもSDGs達成に向けた取組の促進が求められている。
- 人口減少社会の到来により、国内・域内需要や経済・社会・環境の担い手が減少し、地域活力の低下が懸念。
- 「環境のためになること(環境に配慮した暮らし)」を実行している人の割合が減少傾向。特に若年層で顕著。

2 脱炭素社会の構築

- 現状のまま環境政策よりも経済活動を優先した場合、21世紀末には世界平均地上気温が2.6~4.8℃上昇すると予測。
- 2015年12月、パリ協定が採択。世界では脱炭素化を考へる企業・自治体が増加。平成29年9月、再生可能エネルギー100%地域を目指した「長野宣言」を採択。
- 本県の平成25年度温室効果ガス排出量は1,542万t-CO₂で、平成2年度比0.8%増加。特に、運輸、家庭、業務部門で増加。
- 太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入量は増加。一方、小水力発電やバイオマス発電等の導入量は十分ではなく、再生可能エネルギーの熱利用は普及の遅れ。

3 生物多様性・自然環境の保全と利用

- 開発、里山の利用衰退、外来種の移入・分布拡大、地球温暖化の影響などにより、多くの動植物の生息・生育への脅威が拡大。
- 自然公園の利用者数は増加傾向にあるが、地域により偏りがある。また、踏みつけによる植生破壊、し尿処理などの課題が発生。
- 里地里山における人の活動の縮小に伴い、適正に管理されていない森林や荒廃農地が増え、県土の保全機能の低下や里山景観の悪化が危惧。

4 水環境の保全

- 県内の河川・湖沼などの水質は長期的には改善傾向。湖沼の環境基準達成率は38.5%と低い状況。
- 水田面積の減少や市街化の進展により地下水の浸透量が減少。また、人口減少、過疎化等により手入れがされない地域もあり、森林や農地等が持つ地下水の涵養機能の低下が危惧。

5 大気環境等の保全

- 光化学オキシダントを除く大気汚染物質は環境基準を達成。光化学オキシダントや微小粒子状物質の国内外からの移流による広域的な大気汚染が懸念。
- アスベストを使用した建築物の解体作業の増加による環境への飛散が懸念。
- 新幹線による騒音について、金沢延伸以降、一部に環境基準を超過する地点が存在。

6 循環型社会の形成

- 一般廃棄物の総排出量は年々減少し、2年連続で日本一ごみの排出量の少ない県を達成。生ごみや事業系の紙ごみの削減が課題。
- 産業廃棄物の総排出量は、汚泥の増加により年々増加傾向。
- 産業廃棄物の排出事業者や処理業者による廃棄物の保管基準違反などの不適正処理が跡を絶たない状況。

第3章 長野県の将来像(概ね2030年頃)

- 県民一人ひとりが日々の暮らしを見直し、環境に配慮した行動を実践。
- 県民、事業者、NPO、行政機関などあらゆる主体のパートナーシップにより環境保全活動が活発化。
- 本県の豊かな自然や環境を活かした新たなライフスタイルが定着し、移住者や交流人口が増加。

- 社会全体で省エネルギーが推進。また、自動車から徒歩・自転車・公共交通へ移動手段が転換が進んだ脱炭素型のまちづくりが実践。
- 地域での効率的なエネルギー利用が進み、「再生可能エネルギー100%地域」に向けた取組が進展。
- 気候変動に対する緩和策と適応策が社会全体で進み、県民生活や自然環境等への被害が最小限あるいは回避。

- 在来種を主体とした自然環境が保全され、希少動植物を含む生物多様性が確保。
- 本県の豊かな自然環境の地域資源としての価値が高まり、多くの人が来訪。また、利用者の環境に対する配慮意識が浸透し、自然環境の保全と持続的な利用が進展。
- 持続可能な林業や農業が営まれるとともに、豊かな生態系が生まれ、自然環境が織りなす美しい景観が維持。

- 森林・農地等における水源の涵養が図られ、健全な水循環が維持。また、生活や経済活動に水資源が適正に利活用。
- 河川・湖沼・地下水などの水環境が良好に保たれ、安心安全な水が確保。
- 清らかで美しい水辺環境が保たれ、人々が水に親しみふれあい、水辺地には豊かな生態系が確保。

- 良好な大気環境が保全されるとともに、生活を脅かす有害化学物質などのリスクが削減され、安心安全な生活環境が維持。

- 県民1人ひとりに3R(リデュース・リユース・リサイクル)の意識が浸透し、持続可能な生産と消費行動が定着。
- 食品廃棄物など地域で発生する廃棄物を資源化し、地域内で利活用する「地域循環圏」が確立。
- 廃棄物の適正処理が推進され、不法投棄等の不適正処理の未然防止が図られた安心安全な生活環境が確保。

第4章 計画期間中の目標と実施施策

基本目標(案)	共に創り 未来につなぐ 豊かな自然・確かな暮らし
環境保全意識の醸成	環境教育の推進 啓発活動の推進
パートナーシップによる環境保全活動の推進	地域における協働の支援 各分野における協働の推進
豊かな自然やライフスタイルの発信	信州の魅力発信による移住・交流の拡大
環境影響評価による環境保全の推進	環境影響評価制度の適切な運用 公共事業における環境配慮の推進
環境保全研究所の機能強化	環境保全に関する調査研究、情報発信の強化 調査研究等に必要の体制整備
エネルギー需要の県民の手によるマネジメント	省エネ型の家庭用機器や産業機器の普及促進 快適な省エネ住まいづくり・まちづくりの推進 エネルギー特性に応じた適切な使用
再生可能エネルギーの利用と供給の拡大	再生可能なエネルギー普及の地域主導の基盤整備 再生可能なエネルギーによる発電設備の拡大 再生可能な熱・燃料の拡大
総合的な気候変動対策の推進	気候変動への緩和対策 気候変動への適応対策
生物多様性の保全	生物多様性保全対策の総合的な推進 希少野生動植物の保全対策 外来種対策の推進
自然環境の保全と利用	自然公園・自然環境保全地域等の適切な管理 自然公園の整備と利用促進 自然体験活動の推進
森林や農山村の多面的機能の発揮	里山の保全と利用 持続可能な農林業の推進
水資源の保全と適正な利活用	水収支の把握 地下水の涵養 水源地域の保全 水資源の適正な利活用
安心安全な水の保全	水質監視 発生源対策 河川・湖沼の浄化対策 水に関する災害対策
良好な水環境の保全	親水性に優れた水辺づくり 水辺における生態系の保全 水辺の環境保全活動等の推進
大気環境等の保全	大気環境等の保全 アスベスト対策 騒音・振動・悪臭の防止 光害対策等 放射能対策
化学物質対策	ダイオキシン類対策 化学物質対策
廃棄物の3Rの推進	2Rを意識した3Rの推進 広域を単位とした地域循環圏の形成
廃棄物の適正処理の推進	適正処理の促進 不適正処理の防止

■地域の特性に応じた取組の推進
・標高差に着目した施策の展開(垂直ゾーニング)
・地域別の特性と実施施策(水平ゾーニング)